

## 質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 狩勝第一トンネル工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>技術提案の評価項目『トンネル施工時の品質管理における生産性向上に関する提案』について、お題にある『品質管理』とは、施工管理要領に示される管理項目に限定されるのでしょうか。</p> <p>逆に、施工管理要領に示されていない品質管理はそもそも NEXCO として必要としていないため、生産性向上につながらないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>品質管理は、施工管理要領に示される管理項目に限定していません。</p> <p>また、生産性向上につながるかどうかについては、提案内容により評価します。</p>
2	<p>技術提案の評価項目『トンネル施工時の品質管理における生産性向上に関する提案』について、施工管理、出来形管理を除く、品質管理のみの生産性向上を求めているのでしょうか。</p>	<p>品質管理に関連する施工管理、出来形管理は対象となりません。</p>
3	<p>過度なコスト負担を要する提案の事例として、「施工管理要領等で規定する基準以上の管理手法の提案」とありますが、管理基準値の上乗せ（厳格化）が NG（優位な評価はしない）なのでしょうか、管理手法について、管理頻度の増加などが NG（優位な評価はしない）なのでしょうか。</p> <p>または、両者なのでしょうか。</p>	<p>過度なコスト負担を要する提案でなければ評価の対象となります。</p>

4	<p>「特記仕様書 21-4 建設副産物の活用等に要する費用」において、「関連する単価表の項目に含む」と記載されております。鏡吹付コンクリートの処理費用は、ずり処理工に含まれると思われませんが、「特記仕様書 29-7-4（1）支払」の1）～3）には、再資源化施設までの運搬で記載が終わっており、活用等に要する費用（中間処理費用）が記載されておられません。ずり処理工以外の単価表に計上されているのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 29-7-1（1）3）に記載のとおり、処分費はトンネル掘削に含まれております。</p>
5	<p>「特記仕様書 29-12（3）1）伐採」において、「なお、根株については土砂（表土）掘削時に除根し、そのまま表土の一部として利用するため、立木伐採工において集積、積込、運搬及び処分は行わないものとする。」と記載されておりますが、「そのまま表土の一部」として利用するものは、何が該当するのでしょうか。根株と表土の両方を指しているのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>共通仕様書 2-6-4 土質分類（2）土砂（表土）に記載のとおりとなります。</p>
6	<p>上記質問に対する回答が、表土のみである場合、根株の集積、積込、運搬及び処分費はどの単価表で計上するもののでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>No. 2 の回答のとおりとなります。</p>